

採石法運用要領等の改正概要

1. 緑化以外の跡地利用計画に係る添付資料等の見直し

採石終了後の跡地措置について、現行要領においては緑化以外の具体的な跡地利用計画がある場合の認可申請時または変更認可申請時の添付資料は当該跡地利用計画図のみであったが、跡地措置が適切に履行されることを確認するため、地権者及び隣接地権者、他の行政庁の許認可等に関する書面の添付を規定する。

【緑化以外の跡地利用計画がある場合の添付資料】

- ① 跡地利用計画の内容が判断できる設計図及び平面図、縦横断面図等
- ② 跡地利用に係る土地使用の権限を有する書面
- ③ 跡地利用に係る他の行政庁の許認可等を証する書面
- ④ 跡地利用計画に係る隣接地権者等の同意書

2. 採石業務管理者試験合格証及び認定証の裏書きの廃止

採石業の登録または変更の登録時に係る採石業務管理者の手続きについて、現行要領においては合格証または認定証の裏面に登録情報を記載することを規定しているが、採石業者登録名簿により管理が可能であること、電子公印による合格証等の発行が可能となったことから、合格証等の裏面に登録情報を記載する旨の規定を削除する。

3. 採石業務管理者試験に係る日程等の公告方法の見直し

採石業務管理者試験の日程等について、現行要領においては県報による公告に限定していたが、県ホームページによる公告で十分周知が図れることから、県報以外の方法による公告を可能とすることを規定する。

4. 岩石採取休止・廃止届書を受理した場合の関係市町村等に対する通知を規定

岩石採取場の休止・廃止の状況については、現行要領においては関係市町村、所轄警察署及び所管土木事務所等に通知していなかったが、関係市町村等も岩石採取場の休止・廃止の状況を把握することが望ましいことから、岩石採取休止・廃止届書を受理した際に認可権者から通知することを規定する。

5. 採石業務管理者の登録等における住民票の添付を規定

採石業務管理者の登録及び変更の登録について、現行要領（別表1及び2）においては住民票または健康保険証の写しの添付を規定しているが、採石法施行規則第8条第2項第4号に基づき住民票の添付を規定する。

6. 岩石採取計画認可申請及び変更手続き要領の所要の改正

1の改正に伴う所用の改正を行うもの。

改正の詳細は別添新旧対照表のとおり